

宗教法人 カトリック札幌司教区

CATHOLIC BISHOP'S RESIDENCE
KITA 1 JO HIGASHI 6 CHOME 10
CHUO-KU, SAPPORO, JAPAN 060-0031



カトリック札幌司教館
〒060-0031 札幌市中央区北1条東6丁目10
TEL 011-241-2785 FAX 221-3668

2026年2月2日

札幌教区の皆様

カトリック札幌教区
司教 勝谷 太治

「聖フランシスコ年（特別聖年）」について

教皇庁内赦院は2026年1月16日、教皇レオ十四世が2026年1月10日から2027年1月10日まで、聖フランシスコ没後800年を記念する「聖フランシスコ年（フランシスコの特別聖年）」とすることを発表し、同期間に全免償を与える教令を公布しました。

この教令の目的は、2025年の通常聖年に引き続き、混乱する現代社会において、フランシスコの「平和・謙遜・愛」の精神を模範にすることです。そして前年に引き続きこの年も、特別な恵みとして全免償を受けることができます。この期間、特定の条件を満たした信者には、罪の罰を免除する「全免償」が与えられます。その対象は、フランシスコ会関係者に留まらず、全ての人まで対象とされました。

札幌教区としては、今までフランシスコ会から多大な協力を得てきたことから、共に祈る機会を設けることが相応しいと感じ、先の札幌教区顧問会にてフランシスコ会と相談の上、**【札幌】北11条教会【旭川】神居教会【北見】北見教会【釧路】聖アントニオ修道院を巡礼指定施設**とすることにいたしました。この祈りの機会を受け止めて信仰生活を送っていただければと思います。

この巡礼に先立ち、全免償を受けるために

【基本条件】

- ① 罪を悔い改め
- ② 告白(赦しの秘跡)
- ③ 聖体拝領
- ④ 教皇の意向に沿った祈り

【具体的行動】

- ① フランシスコ会ゆかりの教会や施設（上記下線部）を訪れる。
- ② 黙想や祈り（主の祈りや使徒信条など）をささげる

【特別な配慮】

高齢者や病者で外出できない場合も、靈的に参加し苦しみを神にささげる事で免償を得られます。また、代祷（だいとう）として、この免償は、亡くなった人々（煉獄の靈魂）の為に捧げることも可能です。

詳しくは下記のカトリック中央協議会ホームページをご覧ください。

【教皇レオ十四世、「聖フランシスコ年」を公布】

<https://www.cbcj.catholic.jp/2026/01/20/36345/>

【教皇庁内赦院 アッシジの聖フランシスコ没後800年の特別聖年に与えられる免償に関する教令】

<https://www.cbcj.catholic.jp/2026/01/20/36333/>

【教皇レオ十四世、フランシスコ会家族総長への手紙——アッシジの聖フランシスコ没後800年にあたって】

<https://www.cbcj.catholic.jp/2026/01/20/36321/>

以上